

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年2月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和4年10月6日（木）午前8時40分頃、周南市臨海町1番地の周南市家庭ごみ搬入受付センターにおいて、環境生活部リサイクル推進課会計年度任用職員が、搬入物の検査後、施設利用者の車両後部の跳上式ドアを閉めようとした際、当該ドアが相手方に接触し、相手方が負傷した事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥56,742-

2 専決処分の年月日

令和5年1月18日